

農林水産知財通信：第4号 農林水産研究の知財ネットワーク 2025年9月24日

こんにちは！戦略的研究開発知財マネジメント強化事業事務局です。

さて、今回は種苗法の育成者権について利用契約（ライセンス）をしていたところ、この権利の存続期間が満了した場合の対応について検討します。

私のギモンも解決！知財Q&A vol.3

㉚テーマ：育成者権のライセンスにおける留意点㉚

Q

仮に以下のような事例があった場合、農林水産物の品質を維持し、ブランド価値を向上させるために何か工夫できることはありますか。

事例）A県が種苗法の育成者権を取得した登録品種のブドウについて、A県内の農業従事者と利用契約（以下「本ライセンス契約」といいます。）を締結して、原種苗も渡しました。

本ライセンス契約の中に、種苗法による品種登録の育成者権による保護期間が終了した場合には、種苗の利用権による縛りも終了すると規定されていました。

その後、このブドウの育成者権の存続期間が満了して、育成者権による保護期間が失効しました。

この場合、A県内外の農業従事者は、このブドウの種苗をどのような利用をしても良いことになるのでしょうか。

A

今回の相談のポイントは農林水産物のブランド維持のための多面的手法（知財ミックス）であり、具体的なポイントは以下のとおりです。

- ・種苗法による育成者権による保護
- ・特許権による保護
- ・商標権による保護
- ・ノウハウによる保護
- ・知財ミックスのまとめ

・知財ミックスの例

参照: <https://www.affrc.maff.go.jp/docs/chizai/attach/pdf/gakusyu-1.pdf>

1. 種苗法による育成者権による保護

新しい農林水産物を保護するための知的財産権としては、種苗法による育成者権がすぐに思い浮かぶことかと思います。

種苗法は、新品種の保護のための品種登録に関する制度、指定種苗の表示に関する規制等について定めることにより、品種の育成の振興と種苗の流通の適正化を図り、もって農林水産業の発展に寄与することを目的としています。

そのため、新品種については、品種登録出願をし、審査等を経て、一定の要件を満たすことが認められると品種登録をすることができます。そして、品種登録により育成者権が発生し、品種登録の日から25年存続します。育成者権者はこの品種登録を受けている品種（登録品種）を業として独占的に利用する権利を有することになります。これにより、長い年月や多大な労力、多額の費用をかけて既存の品種とは異なる特徴を有する新たな品種を育成した者を一定の期間に限って保護し、投下した資本を回収することができるようになります。もっとも、この存続期間が経過した後は、何人も自由に登録品種であった種苗等を利用できるものとすることにより、育成者権者と第三者とのバランスを図っているということになると思います。したがって、ご質問の存続期間満了後については、他の権利等の保護がない場合には、A県内外の農業事業者が本件ライセンス契約に係るブドウを自由に栽培してもはや権利者ではないので、文句は言えないというのが原則になります。このように25年という期間が経過して、育成者権の存続期間が満了した後も、ブランド維持のために種々のコントロールをしたいという要請があるような場合に、種苗法による保護期間の存続期間満了後の処理が問題となります。

2. 特許権による保護

新規な発明について特許庁に特許出願をし、審査等を経て登録されると、特許権者はこの発明について、出願から20年の独占実施ができる権利を有することになります。農林水産物においては、例えば新規な栽培方法や栽培装置に係る発明の保護が考えられます。ただし、種苗法より短い保護期間となっていますので、注意が必要です。また特許出願をすると1年半後に情報が公開されますので、栽培方法を後述のノウハウとして保護しようとする場合には、敢えて特許出願をせず秘密にするという選択もあると思います。

3. 商標権による保護

商標権は特徴的な名称やロゴ等の商標と商品・役務との組み合わせに化体する信用を保護するもので、特許庁に商標登録出願をし、審査等を経て登録されると、商標権者は、この商品・役務に

について、特定の商標を独占的に使用できる権利を有します。商標権の存続期間は原則10年ですが、更新することが可能ですから、この商標をこの商品・役務について使用し、登録料を納付する手続きを行って更新する限り、永久に独占的に使用する権利が存続することになります。

4. ノウハウによる保護

農林水産物を栽培するためには、ノウハウが必要であり、同じ原種苗を使ってもなかなか同じようには育たないことが知られています。したがって、育成者権者が本ライセンス契約の際に、原種苗を渡すだけではなく、ノウハウを教授しなければ、本ライセンス契約をした農業従事者は、本ライセンス契約に係る特定のブドウを育てることはできないと思われます。この場合、ノウハウは栽培方法等の技術上の情報であり、不正競争防止法の営業秘密として保護される他、秘密保持契約により、より広い範囲が保護することができると言われています。なお、不正競争防止法の営業秘密の保護要件は、有用性、秘密管理性、非公知性ですから、このブドウを育てるためのノウハウをしっかりと特定し、秘密保持契約を締結した上で、この農業従事者にノウハウを教授する必要があります。

ノウハウには登録も存続期間も関係ありませんから、秘密として特定し、しっかりと管理して特定の農業事業者しか知る事が出来ない状態にすれば、特定のブドウはこのノウハウを知ることができる者しか育てることができないことになると思います。

5. 知財ミックスのまとめ

以上のように一言でブドウ（農林水産物）と言っても、種苗法による育成者権の他、特許権、商標権、及びノウハウによって多面的に保護することができます。特許権は栽培方法、栽培装置といった、種苗法と違った観点の権利範囲を設定することができます（なお、ノウハウとの関係では特許出願すると情報が公開されることに注意すべきことは上述のとおりです）。また、商標権やノウハウは存続期間のしばりがありませんから、種苗法による育成者権の存続期間満了後にも、商標権やノウハウについてもライセンス契約に盛り込んでおくことにより、このブドウのブランドを維持、向上させることができる可能性があるということになるでしょう。

6. 知財ミックスの例

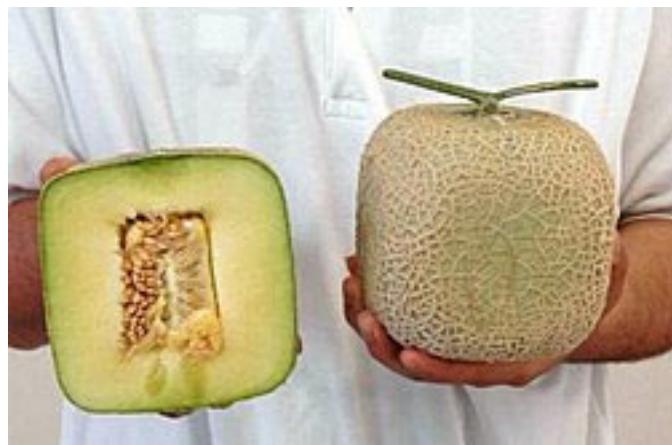
【特許権×商標権：高級メロン「カクメロ」】

種苗法、ノウハウの例ではありませんが、特許権と商標権を利用した保護の例として、以下の例があります。

「カクメロ」は、地元で普及促進しているマスクメロンにフレームを設置して、果実を球状から六面体の形状にした四角いメロンの名称です。渥美農業高校では、授業の一環として検討が進められ「カクメロ」は商品化されました。「カクメロ」大変な努力によって生み出された「カク

メロ」は、栽培方法及び型枠については特許権で、商標「カクメロ」は商標権で保護が図られました。

(出典:農業分野の知的財産 保護・活用のためのテキスト)



<https://ja.wikipedia.org/wiki/%E3%82%AB%E3%82%AF%E3%83%A1%E3%83%AD> (写真の出展元)

【育成者権×商標権：苺「あまおう」】

次の知財ミックスの例は「あまおう」です。あまおうは市場での競争力を維持するために、商標権、品種について育成者権で保護されています。

<次回の配信予定>

テーマ：商標

配信時期：10月8日頃

<メルマガのバックナンバー>

下記HPよりこれまで配信された全てのメルマガをご覧いただけます。

ぜひ、気になる情報をチェックしてください。

URL：<https://www.affrc.maff.go.jp/docs/chizai/mailmagazine.html>

※メールマガジン記事の無断複製、無断転載を禁じます。